

平成21年度

国の施策並びに予算に関する  
提案・要望の概要

(総務省関係)

平成20年7月17日

全 国 知 事 会

## 1 地域情報化の推進について

1 全国均衡のあるブロードバンド環境の整備等  
地域住民が等しく情報通信技術がもたらす恩恵を享受し、情報格差が生じることがないように、総合的な情報化施策を推進すること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 地域間の情報格差を是正し、地域におけるブロードバンド環境の整備を推進するため、地域の実情に応じて整備を進めることができるよう規制緩和を含む支援策を大幅に拡充すること。
- (2) 電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークを整備するための規制緩和を含む支援策を拡充すること。
- (3) 携帯電話不感地帯解消策を始めとした情報通信に関する地域間格差是正のためのあらゆる施策を強化するとともに、通信事業者の設備投資を促進するための施策を講じること。

## 2 地上デジタル放送への円滑な移行

地上デジタル放送へ完全移行する2011年7月に向けて、すべての国民が地域間格差なく地上デジタル放送の視聴が可能となるよう、中継局等地上デジタル放送の送受信環境の整備のため適切な措置を講じること。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 中継局ロードマップについては、アナログ時の放送エリア100%カバーに向け、より住民に身近な地域に関する更に詳しい情報を提供するとともに、辺地共聴施設の改修や住民の地上デジタル放送対応機器への円滑な移行を促すために2010年の早期には整備が完了するよう、放送事業者に対する指導等を引き続き適切に対応すること。
- (2) 中継局整備に当たり、放送事業者の経営状況や投資効率等の観点から真にやむを得ない理由により自力建設が困難と認められる場合には、地方公共団体に負担を求めることなく、国による支援措置の拡充等により確実な整備を進めること。
- (3) 中継局からの電波によるカバーエリア外においても、遅くとも2011年までにはエリア内と格差なく受信が可能となるよう、受信状況の調査を実施するとともに、既存共聴施設の改修やCATV、IP同時再送信の整備など具体的対策を明らかにし、国の責任において地域の実情に応じた適切な措置を講じること。  
特に、辺地共聴施設のデジタル化の支援については、新たな難視聴世帯、デジタル化困難共聴施設への支援の拡充、支援事業の募集時期の弾力化を図るとともに、CATVについては、地方公共団体、民間事業者のCATV整備に関する助成制度の拡充を図ること。
- (4) 少数チャンネル地域等において、従来から視聴されている区域外放送事業者については、CATV事業者等に対する区域外再送信の同意を速やかに行うよう、関係する放送事業者に対し適切な指導を行うこと。
- (5) すべてのテレビ視聴者から地上デジタル放送について理解を得るため、地上デジタル放送に関する地域に密接な情報の公開に努めるとともに、放送事業者とともに、個別の状況を踏まえ具体的な相談等にもきめ細かく対応できるよう、総合的な相談窓口を都道府県ごとに整備すること。
- (6) アナログ停波直前に機器購入やアンテナ設置が集中すると、資材や工事業者不足が引き起こされるとともに、デジタル放送非対応の受信機、録画機器等も集中して大量に廃棄されるおそれがあるため、現有の廃棄物処理能力の範囲において機器の切り替えが円滑に進むよう十分に周知するとともに、早めのデジタル対応を誘導するためにも、早期に受信機器の多様化・低廉化を実現することなどについて、関係機関と密接な連携を図ること。

(7) 衛星によるセーフティネットについて、暫定措置として検討されているが、身近な生活情報や緊急・災害情報、選挙報道など住民が必要とする地域の情報が視聴できなくなることから、まずは、地上系ネットワークの整備が完了するようできる限りの対策を講じること。

その上で、やむを得ず衛星によるセーフティネットを導入する場合には、対象世帯への周知広報を徹底するとともに、セーフティネット期間終了までの地上系ネットワークへの移行計画について、整備の時期や方法を明らかにし、住民及び地方公共団体に費用の負担を求めないこと。

また、暫定期間中においても、身近な生活情報や、緊急・災害情報など生活に密着した情報について、対象世帯へ提供する手法を検討すること。

(8) 生活保護受給者等の経済弱者については、受信機器購入やアンテナ整備などに対する支援など、関係機関との密接な連携を図りながら国において適切な措置を講じること。なお、その際には、地方公共団体に財政的・人的な負担を求めないこと。

(9) 地上デジタル放送の受信を口実とした疑わしい機器の購入や工事の勧誘、架空請求等の詐欺行為の対策について関係機関と連携し、その対策を講じること。

(10) 都市受信障害対策共聴施設の実態を把握する調査を早急に行い、実施責任や費用負担の国の考え方を明確に示すとともに、改修費用が著しく過大となる等の理由によりデジタル化改修が困難な都市受信障害対策共聴施設への支援措置を講じること。